

自主回収・再製品化事業で使用済みプラスチック使用製品を原材料とする条件について

公表 令和6年10月18日(資事第2125号)

横浜市では、令和6年1月に新たな横浜市一般廃棄物処理基本計画(ヨコハマ プラ 5.3(ごみ)計画)を策定し、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めています。

本計画では、プラスチック対策の推進に重点を置いており、具体的な取組として、事業者による自主回収を促進するための指導方針の整理及び公表を行うこととしています。

つきましては、自主回収・再製品化事業で使用済みプラスチック使用製品を原材料とする条件について、次のとおり示します。

用語の定義

■プラスチック使用製品

プラスチックが使用されている製品をいいます。

■使用済みプラスチック使用製品

一度使用され、又は使用されずに不要とされたプラスチック使用製品であって、放射性物質に汚染されていないものをいいます。

■自主回収

事業者自らが製造し、若しくは販売し、又はその行う販売若しくは役務の提供に付随して提供するプラスチック使用製品(当該プラスチック使用製品と合わせて再資源化を実施することが効率的なプラスチック使用製品を含む。)が使用済みプラスチック製品となったものを再資源化し、再製品化するために使用済みプラスチック使用製品を回収することをいいます。

■再資源化

使用済みプラスチック使用製品の全部又は一部を部品又は原材料その他の製品の一部として利用することができる状態にすることをいいます。

■再製品化

使用済みプラスチック使用製品又は再資源化した物を利用して新たなプラスチック使用製品にすることをいいます。

■自主回収・再製品化事業

自主回収、再資源化、及び再製品化のために使用済みプラスチック使用製品の収集、運搬及び加工を行う事業をいいます。なお、当該収集、運搬及び加工の全部又は一部を他人に委託して行う事業についても自主回収・再製品化事業に含みます。

■自主回収事業者

自主回収・再資源化事業を行おうとする者(当該収集、運搬又は加工の全部又は一部を他人に委託して当該自主管理・再資源化事業を行おうとする者を含む。)をいいます。

本市では、使用済みプラスチック使用製品の「自主回収・再製品化事業」であり、次の条件1～3を全て満たす場合に、当該事業において回収する物については、廃棄物ではなく原材料に該当するものとします。

条件1

使用済みプラスチック使用製品を有価又は無償で引き取るとともに、回収時点で悪臭等衛生上の問題がなく、原材料としての価値が認められること。

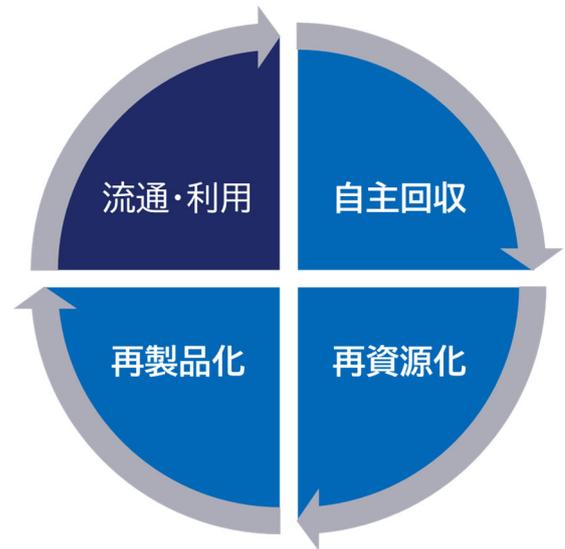
条件2

使用済みプラスチック使用製品の回収から再製品化されるまでの一連の工程が自主回収事業者によって統括的な管理がなされ、及び実証実験等において適正な実施が担保されていること。

条件3

事業全体として、自主回収事業者による原材料調達及び加工委託とみなせること。

なお、本条件の解説は別紙のとおりとします。



お問合せ先

横浜市資源循環局事業系廃棄物対策課減量推進係

TEL:045-671-2514

Eメール:sj-haishutsu@city.yokohama.lg.jp

自主回収・再製品化事業で使用済みプラスチック使用製品を原材料とする条件に係る解説

条件設定の背景

本運用は、SDGs の達成及び脱炭素社会の実現に向け、とりわけ海洋汚染や温室効果ガスの主な排出要因であるプラスチックへの対策の重要性が高まっていることを踏まえ、横浜市の取扱として示したものです。これにより、使用済みプラスチック使用製品の再資源化に係る技術確立や市場の形成を行政として後押しし、事業者による取組を促進することを目指しています。

解釈等

■条件1について

本条件は、行政処分の指針について(通知)(令和3年4月14日環循規発第2104141号)の別添の第1「総論」4「事実認定について」(2)「廃棄物該当性の判断について」に記載されている要素における「取引価値の有無」及び「物の性状」について条件を定めたものです。

「取引価値の有無」については、自主回収に伴い、名目問わず廃棄物処理費に相当する金品の受領がないことを求めています。

「物の性状」については、利用用途に要求される品質を満足することとして「原材料としての価値があること」を、生活環境の保全上の支障が発生するおそれのないものとして「悪臭等衛生上の問題がないこと」を求めています。

■条件2について

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号、以下「プラスチック資源循環法」といいます。)において、プラスチック使用製品の製造又は販売を行う事業者は積極的に自主回収・再資源化の事業に取り組むことが期待されていることから、本条件では自主回収事業者が自主回収から再製品化までの事業について統括的な管理責任がある旨が規定しています。

併せて、自主回収・再製品化事業が確実に実施されるために、有価物として取り扱うことを認める前に、廃棄物を使用した試験研究制度による実証実験等において、当該事業の確実な実施を担保する旨を規定しています。すなわち、実証実験の段階では廃棄物として取り扱うこととなります。

■条件3について

「自主回収事業者による原材料調達及び加工委託とみなせること」とは、自主回収による使用済みプラスチック使用製品の再資源化に止まらず、自主回収事業者の製品として再製品化される取組を想定しています。

■プラスチック資源循環法との関係について

プラスチック資源循環法第 39 条及び第 41 条では、自主回収及び再資源化の事業について国から自主回収・再資源化事業計画の認定を受けることで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号、以下「廃棄物処理法」という。)に規定される収集運搬業及び処分業の許可を受けずに、再資源化に必要な行為を業として行うことができるとされています。従って、認定に係るスキームにおいては回収を行う使用済みプラスチック使用製品は廃棄物として取り扱われることとなります。

一方、本市においては、自主回収事業者が自主回収及び再資源化に加えて再製品化まで行う取組で取り扱われる使用済みプラスチック使用製品については、原材料(有価物)として認めることとしています。

■他都市での取扱について

本市以外の区域で自主回収・再製品化事業を実施しようとする場合は、当該区域を管轄する自治体に確認が必要となります。